

## 本庄市、美里町、神川町、上里町におけるパートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定の締結について

本庄市では、令和3年4月1日から本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始しています。このたび、美里町、神川町、上里町が令和4年4月1日よりパートナーシップ宣誓制度を開始することに伴い、本庄市及び児玉郡内3町における「パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定」を締結します。これにより、パートナーシップ宣誓制度利用者が1市3町間で転居した際の宣誓証明書等の発行手続きが簡易になり、当事者の負担軽減を図ります。

1. 協定名：パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

2. 協定の締結日：令和4年2月21日（月）

3. 協定締結式：

(1) 日 時 令和4年2月21日（月） 午後1時30分～午後2時00分

(2) 場 所 本庄市役所 3階 庁議室

(3) 出席者 本庄市長、美里町長、神川町長、上里町長  
（予定）

(4) 次 第 1. 出席者紹介、協定の趣旨説明  
2. 各首長より挨拶  
3. 協定の締結（協定書への署名、記念撮影）

4. 協定内容

(1) 連携の開始日：令和4年4月1日（金）

(2) 連携の概要

転出元の自治体へのパートナーシップ宣誓証明書等の返還手続きが不要になります。また、転出先の自治体への手続は、提出書類が一部省略でき、転出先で新たな証明書等が交付されます。



○添付資料

- ・パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（案） 1部
- ・協定による当事者の負担軽減イメージ図 1部

問合せ先

○本件記事に関すること 市民生活部 市民活動推進課 多文化共生係  
担当：野本、鈴木

電話：0495（25）1118

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：鳥羽

電話：0495（25）1155

## 【協定による当事者の負担軽減イメージ図】

(パートナーシップ宣誓制度とは)

双方または一方が、LGBTQなどの性的マイノリティであるカップルが、パートナーシップの関係にあることを宣誓し、自治体が公に証明する制度です。

このことにより、例えば賃貸契約における同居への理解や病院等での面会の同意機会が得られやすいなどのパートナーとしての社会的理解を得られやすくなることが期待されています。

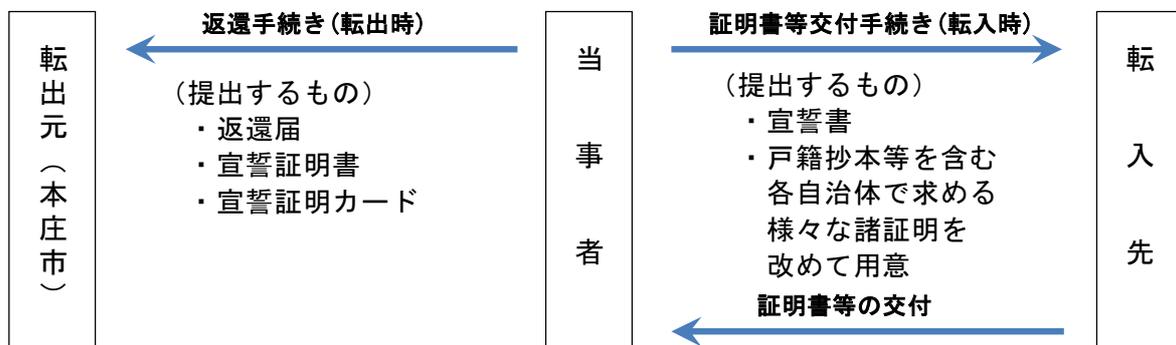
(自治体間の協定による効果)

パートナーシップ宣誓を行い、パートナーシップ宣誓証明書等の交付を受けた二人が市外へ転出した場合には、通常は交付を受けた転出元の自治体に証明書等を返還するとともに、転入先の自治体に同様の制度がある場合には、改めてその自治体で宣誓を行い証明書等を交付してもらう必要があります。

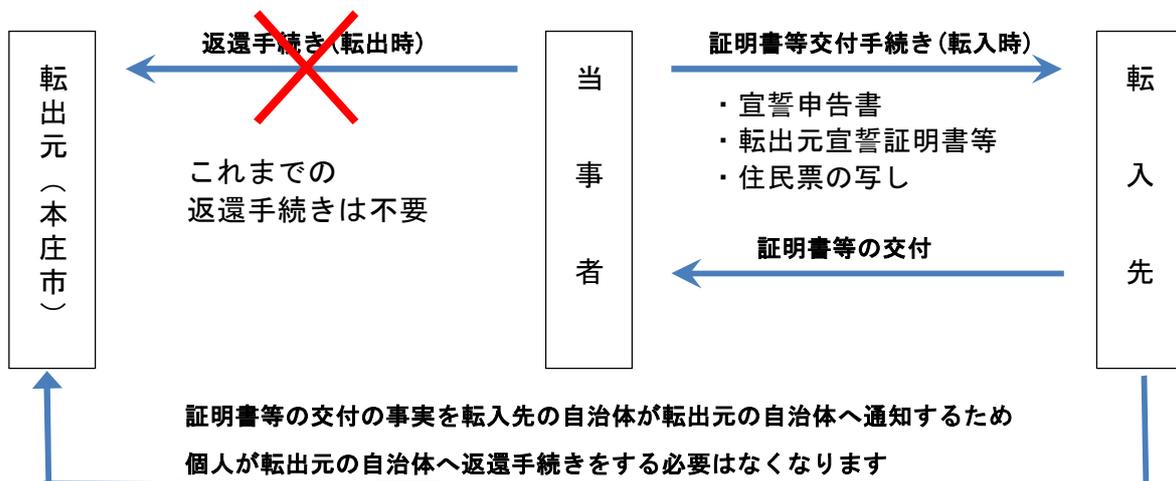
こうした転出・転入時の手続きを簡略化し、当事者の負担軽減を図るため自治体間の協定を締結するものです。

※住民基本台帳法による転居手続きは必要です。

### ○これまでの手続き



### ○協定を締結した自治体間での手続き



## パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書（案）

本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「構成市町」という。）は、パートナーシップ宣誓制度（以下「宣誓制度」という。）に係る自治体間連携について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この規定は、現にパートナーシップ宣誓制度を利用する2人の者（以下「当事者」という。）の住所異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 この協定の対象者は、構成市町間で住所の異動をする当事者とする。

### （連携方法）

第3条 構成市町は、当事者から転入前に宣誓を行った旨の申告を受けたときは、所定の要件を確認の上、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード（以下「証明書等」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により証明書等を交付したときは、当該証明書等を交付した事実とともに、当事者の住所、氏名、生年月日の申告に係る事項を、添付資料の写しと併せて、転入前の構成市町に通知するものとする。

### （定めのない事項）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は構成市町が協議して定めるものとする。

(協定書の発効)

第5条 この協定は令和4年4月1日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、各構成市町が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年2月21日

本庄市長

---

美里町長

---

神川町長

---

上里町長

---